

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

補足説明資料

平成 3 1 年 2 月 2 6 日

関西電力株式会社

平成31年2月26日
関西電力株式会社

(美浜発電所 原子炉施設保安規定)

美浜発電所3号炉燃料取替用水タンク取替工事完了に伴う
管理区域図の一部変更について

美浜発電所3号炉燃料取替用水タンク取替工事に伴い、タンクエリアの管理区域を一部解除していたが、工事完了に伴い当該箇所を管理区域として再度設定するため、以下の保安規定条文の変更を行う。

- ・添付2 管理区域図（第105条および第106条関連）

以上

添付資料

- 1：美浜発電所原子炉施設保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明

補足説明資料

- 1：燃料取替用水タンク取替工事の概要
- 2：美浜発電所原子炉施設保安規定変更の全体スケジュールについて

美浜発電所原子炉施設保安規定
保安規定審査基準の要求事項に対する
保安規定変更内容の説明

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

- ① 実用炉規則第92条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下「保安規定審査基準」という。)に定める基準に適合するものであること。
- ② 原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときに該当しないこと。

そのため、本資料の説明の構成は次のとおり。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。

今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、本項では、変更対象条項に「有」を記載し、対応する審査基準等を抽出する。

なお、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容を変更するものについては「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを行っている。

また、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容の変更ではないものの、条文単位で該当するものについては、どの変更案件での該当であるか【○○関連】と明示する。

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において抽出された「審査基準等—保安規定条文の変更」について、詳細な対比を行い、審査基準等に適合する変更内容であること、又は審査基準等が要求する事項に影響のない変更内容であることを「保安規定の記載の考え方」欄でご説明する。

また、保安規定の変更内容に対応する社内標準(2次文書)の変更概要を記載する。

なお、上述②の観点をご説明するためには、記載の妥当性を示す必要があるが、本表内で説明しきれない部分については、「補足説明資料」を添付する。

補足説明資料

変更内容の詳細事項を説明する。

特に、法令、上流規制等の要求があるものについては、それらと対比し、法令、上流規制等に合った内容であることを示す。

また、必要に応じて、同様の案件に対する先行の既認可事例がある場合、参考として本保安規定との対比により、差異の有無及び理由を示す。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条文に該当する保安規定審査基準を示す。

: 主要な変更対象の項目

(1) 第1編 (3号炉)

保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 (経営責任者の関与を含む。) に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の3	関係法令および本規定の遵守	—
	○ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第2条の3	関係法令および本規定の遵守	—
実用炉規則第92条第1項第2号 【安全文化醸成のための体制】	○ 安全文化を醸成するための体制 (経営責任者の関与を含む。) に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	安全文化の醸成	—
	○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。	第2条の2	安全文化の醸成	—
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の品質保証】	○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)」の取扱いについて (内規) (平成21・09・14 原院第1号 (平成21年10月16日原子力安全・保安院制定 (NISA-165c-09-1, NISA-196c-09-3))) において認められた JEAC4111-2009 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。	第3条	品質保証計画	—
	○ 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」 (平成16・03・04 原院第3号 (平成16年3月22日原子力安全・保安院制定 (NISA-165a-04-3))) を参考として記載していること。	第3条	品質保証計画	—
	○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、実用炉規則第76条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。	第3条	品質保証計画	—
	○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における定期安全レビューの実施について」 (平成20・08・28 原院第8号 (平成20年8月29日原子力安全・保安院制定 (NISA-167a-08-1))) を参考に、実用炉規則第77条に規定された発電用原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に行うことが定められていること。	第11条	原子炉施設の定期的な評価	—
	○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、実用炉規則第77条第1項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて、発電用原子炉設置者及びその従業員が遵守すべき必要な措置 (以下「保安活動」という。) の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。	第11条	原子炉施設の定期的な評価	—
実用炉規則第92条第1項第4号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	○ 本店における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条 第5条	保安に関する組織 保安に関する職務	— —
	○ 事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条 第5条	保安に関する組織 保安に関する職務	— —
実用炉規則第92条第1項第5号、6号、7号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	○ 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第9条	原子炉主任技術者の選任	—
	○ 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容 (原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。) について適切に定め	第3条	品質保証計画	—
		第6条	原子力発電安全委員会	—
	第8条	原子力発電安全運営委員会	—	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	られていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第9条	原子炉主任技術者の選任	－
		第10条	原子炉主任技術者の職務等	－
	○ 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が、独立していることが当然に求められるものではない。	第9条	原子炉主任技術者の選任	－
		第3条	品質保証計画	－
	○ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が監督を適切に行う上で必要な権限及び組織上の位置付けに関することが定められていること。	第8条	原子力発電安全運営委員会	－
		第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	－
		第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	－
	○ 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通が図られることが定められていること。	第8条	原子力発電安全運営委員会	－
		第10条	原子炉主任技術者の職務等	－
		第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	－
実用炉規則第92条第1項第8号 【保安教育】	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。	第131条	所員への保安教育	－
		第132条	請負会社従業員への保安教育	－
	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第131条	所員への保安教育	－
		第132条	請負会社従業員への保安教育	－
	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第131条	所員への保安教育	－
		第132条	請負会社従業員への保安教育	－
○ 協力企業の従業員のうち、燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。	第132条	請負会社従業員への保安教育	－	
○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。	第131条	所員への保安教育	－	
	第132条	請負会社従業員への保安教育	－	
実用炉規則第92条第1項第9号 【発電用原子炉施設の運転】	○ 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第13条	運転員の確保	－
	○ 発電用原子炉施設の運転管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。	第15条	運転管理に関する社内標準の作成	－
	○ 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第16条	引継	－
	○ 原子炉起動前に確認すべき事項について定められていること。	第17条	原子炉起動前の確認事項	－
	○ 地震・火災・有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等発生時に講ずべき措置について定められていること。	第18条	地震・火災発生時の措置	－
		[有毒ガス対応は、別途申請予定。]		
	○ 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第19条	水質管理	－
	○ 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備等について、運転状態に対応した運転上の制限（以下「LCO」という。）を満足していることの確認の内容（以下「サーベランス」という。）、LCOを満足していない場合に要求される措置（以下「要求される措置」という。）及び要求される措置の完了時間（以下「AOT」という。）が定められていること。	第20条	停止余裕	－
		第21条	臨界ボロン濃度	－
		第22条	減速材温度係数	－
		第23条	制御棒動作機能	－
		第24条	制御棒の挿入限界	－
		第25条	制御棒位置指示	－
第26条		炉物理検査 ーモード1ー	－	
第27条		炉物理検査 ーモード2ー	－	
第28条		化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	－	
第29条		原子炉熱出力	－	
第30条	熱流束熱水路係数（ $F_0(Z)$ ）	－		

保安規定審査基準（実用炉）
 (H25. 6. 19 制定、H29. 11. 29 最終改正)

保安規定条文		変更有無
第31条	核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F_{\Delta H}^n$)	—
第32条	軸方向中性子束出力偏差	—
第33条	1/4 炉心出力偏差	—
第34条	計測および制御設備	—
第35条	DNB 比	—
第36条	1 次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	—
第37条	1 次冷却系 —モード 3—	—
第38条	1 次冷却系 —モード 4—	—
第39条	1 次冷却系 —モード 5 (1 次冷却系満水) —	—
第40条	1 次冷却系 —モード 5 (1 次冷却系非満水) —	—
第41条	1 次冷却系 —モード 6 (キャビティ高水位) —	—
第42条	1 次冷却系 —モード 6 (キャビティ低水位) —	—
第43条	加圧器	—
第44条	加圧器安全弁	—
第45条	加圧器逃がし弁	—
第46条	低温過加圧防護	—
第47条	1 次冷却材漏えい率	—
第48条	蒸気発生器細管漏えい監視	—
第49条	余熱除去系への漏えい監視	—
第50条	1 次冷却材中のよう素 131 濃度	—
第51条	蓄圧タンク	—
第52条	非常用炉心冷却系 —モード 1、2 および 3—	—
第53条	非常用炉心冷却系 —モード 4—	—
第54条	燃料取替用水タンク	—
第55条	ほう酸注入タンク	—
第56条	原子炉格納容器	—
第57条	原子炉格納容器真空逃がし系	—
第58条	原子炉格納容器スプレイ系	—
第59条	原子炉格納容器空気再循環系	—
第60条	アニュラス空気浄化系	—
第61条	アニュラス	—
第62条	主蒸気安全弁	—
第63条	主蒸気隔離弁	—
第64条	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	—
第65条	主蒸気逃がし弁	—
第71条	補助給水系	—
第67条	復水タンク	—
第68条	原子炉補機冷却水系	—
第69条	原子炉補機冷却海水系	—
第70条	中央制御室非常用循環系	—
第71条	安全補機室空気浄化系	—
第72条	外部電源 —モード 1、2、3 および 4—	—

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
		第73条	外部電源 —モード5、6および照射済燃料移動中—	—
		第74条	ディーゼル発電機 —モード1、2、3および4—	—
		第75条	ディーゼル発電機 —モード1、2、3および4以外—	—
		第76条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	—
		第77条	非常用直流電源 —モード1、2、3および4—	—
		第78条	非常用直流電源 —モード5、6および照射済燃料移動中—	—
		第79条	所内非常用母線 —モード1、2、3および4—	—
		第80条	所内非常用母線 —モード5、6および照射済燃料移動中—	—
		第81条	1次冷却材中のほう素濃度 —モード6—	—
		第82条	原子炉キャビティ水位 —燃料移動中—	—
		第83条	原子炉格納容器貫通部 —燃料移動中—	—
		第84条	使用済燃料ピットの水位および水温	—
		第85条	1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—
		第86条	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—
	○ LCOの確認について、サーベランス実施方法、サーベランス及び要求される措置を実施する間隔の延長に関する考え方、確認の際のLCOの取扱い等が定められていること。	第87条	運転上の制限の確認	—
	○ LCOを満足しない場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を社内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱い方法が定められていること。	第88条	運転上の制限を満足しない場合	—
	○ LCOに係る記録の作成について定められていること。	第90条	運転上の制限に関する記録	—
	○ 異常発生時の基本的対応事項及び採るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第18条の2	電源機能等喪失時の体制の整備	—
		第91条	異常時の基本的な対応	—
		第92条	異常時の措置	—
第93条		異常収束後の措置	—	
添付1		異常時の運転操作基準（第92条関連）	—	
○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること	第89条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	—	
○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。なお、AOT内で完了しないことが予め想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。	第89条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	—	
実用炉規則第92条第1項第10号 【発電用原子炉の運転期間】	○ 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第12条 第12条の2	構成および定義 原子炉の運転期間	—
	○ 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第97条	燃料の取替等	—

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	○ 実用炉規則第 92 条第 2 項第 1 号に基づき、実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号に掲げる原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に原子炉の運転期間の設定に関する説明書（原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下「説明書」という。）が添付されていること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
	○ 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①原子炉を停止して行う必要のある点検、検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第 48 条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期検査が終了した日から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、原子炉の運転期間の設定に当たっては、原子炉を起動してから定期検査が終了するまでの期間も考慮されていること。実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 1306198 号平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）を参考として記載していること。特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期保守管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
	○ 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第 48 条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、段階的な延長となっていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	○ 運転期間が 13 月を超える延長の場合には、当該延長に伴う原子炉等規制法第 43 条の 3 の 5 に基づく原子炉設置許可及び同法第 43 条の 3 の 8 に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	○ 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について原子炉等規制法第 43 条の 3 の 5 に基づく原子炉設置許可及び同法第 43 条の 3 の 8 に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	○ 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 6 条	原子力発電安全委員会	—
		第 8 条	原子力発電安全運営委員会	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 12 号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	○ 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 105 条	管理区域の設定・解除	—
		添付 2	管理区域図（第 105 条および第 106 条関連）	有
	○ 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 106 条	管理区域内における区域区分	—
	○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 107 条	管理区域内における特別措置	—
	○ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 108 条	管理区域への出入管理	—
	○ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 108 条	管理区域への出入管理	—
	○ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 109 条	管理区域出入者の遵守事項	—
	○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。	第 116 条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		第 117 条	発電所外への運搬	—
	○ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第 110 条	保全区域	—
		添付 3	保全区域図（第 110 条関連）	—
	○ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 111 条	周辺監視区域	—
	○ 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 118 条	請負会社の放射線防護	—
	第 119 条	頻度の定義	—	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 13 号 【排気監視設備及び排水監視設備】	○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 101 条	放射性液体廃棄物の管理	—
	○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法、並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 102 条	放射性気体廃棄物の管理	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 14 号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。	第 112 条	線量の評価	—
	○ 実用炉規則第 78 条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 113 条	床・壁等の除染	—
	○ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第 114 条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	○ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 106 条	管理区域外等への搬出および運搬	—
	○ 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。	第 106 条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		第 107 条	発電所外への運搬	—
	○ 原子炉等規制法第 61 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第 61 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	○ 原子炉等規制法第 61 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成 17・11・30 原院第 6 号（平成 18 年 1 月 30 日原子力安全・保安院制定）及び平成 23・06・20 原院第 4 号（平成 23 年 7 月 1 日同院改正））を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第 61 条の 2 第 2 項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成 20・04・21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。	第 100 条の 2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
	○ 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第 105 条	管理区域の設定・解除	—
第 106 条		管理区域内における区域区分	—	
第 109 条		管理区域出入者の遵守事項	—	
第 113 条		床・壁等の除染	—	
第 116 条		管理区域外等への搬出および運搬	—	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 15 号 【放射線測定器の管理】	○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第 103 条	放出管理用計測器の管理	—
	○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第 115 条	放射線計測器類の管理	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 【発電用原子炉施設の巡視及び点検】	○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。	第 14 条	巡視点検	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 17 号 【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等】	○ 事業所構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。	第 94 条	新燃料の運搬	—
		第 95 条	新燃料の貯蔵	—
		第 98 条	使用済燃料の貯蔵	—
		第 99 条	使用済燃料の運搬	—
	○ 燃料検査の際に保安のために講ずべき措置として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定した燃料の健全性に異常のないことを確認すること及び燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第 96 条	燃料の検査	—
	○ 燃料取替に際して保安のために講ずべき措置として、燃料装荷実施計画（取替炉心の安全性評価を含む。）を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第 97 条	燃料の取替等	—

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号 【放射性廃棄物の廃棄】	○ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 100 条	放射性固体廃棄物の管理	—
	○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 101 条	放射性液体廃棄物の管理	—
	○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 102 条	放射性気体廃棄物の管理	—
	○ 原子炉等規制法第 61 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成 17・11・30 原院第 6 号（平成 18 年 1 月 30 日原子力安全・保安意院制定）及び平成 23・06・20 原院第 4 号（平成 23 年 7 月 1 日同院改正））を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第 61 条の 2 第 2 項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成 20・04・21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。	第 100 条の 2 第 104 条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理 頻度の定義	— —
実用炉規則第 92 条第 1 項第 19 号 【非常の場合に講ずべき措置】	○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 121 条 第 122 条 第 123 条	原子力防災組織 原子力防災要員 原子力防災資機材等の整備	— — —
	○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。	第 123 条	原子力防災資機材等の整備	—
	○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 124 条 第 126 条	通報経路 通報	— —
	○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。	第 121 条	原子力防災組織	—
	○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 127 条 第 128 条 第 129 条	原子力防災体制等の発令 応急措置 緊急時における活動	— — —
	○ 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 1. 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 3. 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 122 条の 2	緊急作業従事者の選定	—
	○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 129 条の 2	緊急作業従事者の線量管理等	—
	○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 130 条	原子力防災体制の解除	—
	○ 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 125 条	原子力防災訓練	—

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 20 号 【火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	○ 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。 3. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 4. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 5. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。 6. 持込物（可燃物）の管理に関すること。 7. その他、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 8. 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。	【別途申請予定】	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 21 号 【内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	○ 発電用原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。 5. その他、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 6. 内部溢水発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	【別途申請予定】	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 21 号の 2 【火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	○ 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。 5. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。 一 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 二 一に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 三 二に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 6. その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7. 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	【別途申請予定】	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号 【重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。 3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。 4. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせることが定められていること。 <ol style="list-style-type: none"> 一 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 二 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 三 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 四 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 五 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。 6. その他、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。 ○ 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第 43 条の 3 の 5 第 1 項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第 43 条の 3 の 6 第 1 項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。 	【別途申請予定】	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 23 号 【大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。 4. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。 <ol style="list-style-type: none"> 一 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 二 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 三 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 四 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 五 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 6. その他、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。 ○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第 43 条の 3 の 5 第 1 項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第 43 条の 3 の 6 第 1 項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。 	【別途申請予定】	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 24 号 【記録及び報告】	○ 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。	第 133 条 第 3 条	記録 品質保証計画	— —
	○ 実用炉規則第 67 条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。（計量管理規定で定めるものを除く。）	第 133 条	記録	—
	○ 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第 134 条 第 10 条	報告 原子炉主任技術者の職務等	— —
	○ 特に、実用炉規則第 134 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 134 条	報告	—
	○ 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 134 条	報告	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 25 号 【発電用原子炉施設の保守管理】	○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。	第 120 条	保守管理計画	—
	○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。	第 89 条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	—
	○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT 内に完了することが定められていること。なお、AOT 内で完了しないことがあらかじめ想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。	第 89 条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	—
	○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 11 条第 1 項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第 30 条第 1 項に掲げる保守管理について（内規）」（平成 20・12・22 原院第 3 号（平成 20 年 12 月 26 日原子力安全・保安院制定））において認められた JEAC4209-2007 又はそれと同等の規格に基づく保守管理計画が定められていること。	第 120 条	保守管理計画	—
	○ 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））を参考とし、実用炉規則第 82 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第 120 条の 2	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針	—
	○ 運転を開始した日以後 30 年を経過した発電用原子炉については、長期保守管理方針が定められていること。	添付 4	長期保守管理方針	—
	○ 実用炉規則第 92 条第 1 項第 25 号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第 82 条第 1 項から第 3 項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第 4 項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限り。）は、申請書に実用炉規則第 82 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の評価の結果又は第 4 項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	—	〔手続きに関する事項であり保安規定には記載なし〕	—
	○ 長期保守管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	添付 4	長期保守管理方針	—
	○ 保全計画は、施設定期検査申請書又は使用前検査申請書の添付資料と同一のものであり、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」（原規技発第 13061923（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	—	〔手続きに関する事項であり保安規定には記載なし〕	—
○ 溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第 120 条の 3	溶接事業者検査の実施	—	
	第 120 条の 4	定期事業者検査の実施	—	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 26 号 【技術情報の共有】	○ ブラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を BWR 事業者協議会や PWR 事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第 120 条	保守管理計画	—

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 27 号 【不適合発生時の情報の公開】	○ 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第 3 条	品質保証計画	—
	○ 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。	第 3 条	品質保証計画	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 28 号 【その他必要な事項】	○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 1 条	目的	—
	○ 発電用原子炉設置者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。	第 1 条	目的	—
	○ 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することを「基本方針」として定められていること。	第 2 条	基本方針	—

(2)第2編(1, 2号炉)

保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第3項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第138条	関係法令および本規定の遵守	—
	2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、いわゆるコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第138条	関係法令および本規定の遵守	—
実用炉規則第92条第3項第2号 【安全文化醸成のための体制】	1) 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第137条	安全文化の醸成	—
	2) 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。	第137条	安全文化の醸成	—
実用炉規則第92条第3項第3号 【原子炉施設の品質保証】	1) 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」の取扱いについて(内規) (平成21・09・14 原院第1号(平成21年10月16日原子力安全・保安院制定(NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3)))において認められた JEAC4111-2009 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。	第139条	品質保証計画	—
	2) 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」(平成16・03・04原院第3号(平成16年3月22日原子力安全・保安院制定(NISA-165a-04-3)))を参考として記載していること。	第139条	品質保証計画	—
	3) 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、実用炉規則第76条又は開発炉規則第71条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確化されていること。	第139条	品質保証計画	—
実用炉規則第92条第3項第4号 【廃止措置の品質保証】	○ 前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第139条	品質保証計画	—
実用炉規則第92条第3項第5号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	○ 本店(本部)及び事業所における廃止措置段階の原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 本事項の記載においては、廃止措置段階の原子炉施設の管理は、申請書等に記載したところ及びそれぞれの規則に定める措置義務を確実に履行することはもとより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物又は廃止措置段階の発電用原子炉による災害を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実施する旨が明記された上で、以下について定められていること。 1) 廃止措置段階の原子炉施設の管理に係る保安のための職務(工場又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び各職務)及び責任範囲並びに組織に関すること ここで、本項において明記された各職務等については、実用炉規則第92条第3項第1号から第27号及び開発炉規則第87条第3項第1号から第27号に掲げる各事項において、その関わりが明記されていること。	第140条	保安に関する組織	—
		第141条	保安に関する職務	—
	2) 会議体に関すること 会議体を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。	第142条	原子力発電安全委員会	—
		第143条	原子力発電安全運営委員会	—

保安規定審査基準（廃止措置） （H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正）		保安規定条文		変更有無
3) 発電用原子炉主任技術者の選任に関する事 法第43条の3の32の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、原子炉設置者については、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しないものとする。 ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。 すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。 こうしたことから、法第43条の3の32の廃止措置計画の認可を受けた原子炉施設に係る保安規定においては、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて以下のような事項が明記されていることが望ましい。 i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関する事 ここで、廃止措置主任者は、原子炉設置者（社長、理事長等）の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。 ii. 廃止措置主任者の職務に関する事 ここで、職務については、以下のような事項が明記されていること。 a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。 iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。 iv. 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。 v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関する事」と同様の手続きが明記されていること。	第144条	廃止措置主任者の選任	—	
	ii. 廃止措置主任者の職務に関する事 ここで、職務については、以下のような事項が明記されていること。 a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。	第145条	廃止措置主任者の職務等	—
	iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。	第145条	廃止措置主任者の職務等	—
	iv. 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。	—	〔補佐組織を設置していないため、保安規定に記載なし〕	—
	v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関する事」と同様の手続きが明記されていること。	第144条	廃止措置主任者の選任	—
	実用炉規則第92条第3項第6号 【廃止措置を行う者に対する保安教育】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。 2) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 3) 協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第201条 第202条 第201条 第202条 第201条 第202条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育 所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育 所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。	第202条	請負会社従業員への保安教育	—
	5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。	第201条	所員への保安教育	—
実用炉規則第92条第3項第7号 【発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。		1) 発電用原子炉炉心に核燃料物質を装荷しないこと。	第151条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置
	2) 中央制御室の発電用原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。	—	[原子炉モードスイッチが設置されていないため、保安規定に記載なし]	—
	3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。等が明確になっていること。	第151条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	—
実用炉規則第92条第3項第8号 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 原子炉施設の保安に関する重要事項及び原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する会議体に関すること。ここで、会議体に関することとは、会議体の審議事項、構成員をいう。	第142条	原子力発電安全委員会	—
		第143条	原子力発電安全運営委員会	—
実用炉規則第92条第3項第9号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定及び立入制限】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第172条	管理区域の設定・解除	—
		添付2	管理区域図（第105条および第106条関連）	有
		添付5	管理区域図（第172条および第173条関連）	—
	2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第173条	管理区域内における区域区分	—
	3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第174条	管理区域内における特別措置	—
	4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第175条	管理区域への出入管理	—
	5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第175条	管理区域への出入管理	—
	6) 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第176条	管理区域出入者の遵守事項	—
	7) 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。	第183条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		第184条	発電所外への運搬	—
	8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第177条	保全区域	—
		添付3	保全区域図（第110条関連）	—
		添付6	保全区域図（第177条関連）	—
9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第178条	周辺監視区域	—	
10) 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第185条	請負会社の放射線防護	—	
	第186条	頻度の定義	—	
実用炉規則第92条第3項第10号 【排気監視設備及び排水監視設備】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第169条	放射性気体廃棄物の管理	—
	2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法、並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第168条	放射性液体廃棄物の管理	—

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 11 号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線業務従事者の受ける線量及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度に関すること。線量限度を超えないための措置が定められていること。	第 179 条	線量の評価	—
	2) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 183 条	管理区域外等への搬出および運搬	—
	3) 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関することとして、実用炉規則第 7 8 条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 180 条	床・壁等の除染	—
	4) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第 181 条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	5) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する工場又は事業所内の行為が定められていること。	第 183 条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		第 184 条	発電所外への運搬	—
	6) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成 20・04・21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。	第 166 条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
	7) 法第 61 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法 61 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	8) 法第 61 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成 17・11・30 原院第 6 号（平成 18 年 1 月 30 日原子力安全・保安院制定））及び平成 23・06・20 原院第 4 号（平成 23 年 7 月 1 日同院改正））を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第 61 条の 2 第 2 項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第 172 条	管理区域の設定・解除	—
第 173 条		管理区域内における区域区分	—	
第 176 条		管理区域出入者の遵守事項	—	
第 180 条		床・壁等の除染	—	
第 183 条		管理区域外等への搬出および運搬	—	
実用炉規則第 92 条第 3 項第 12 号 【放射線測定器の管理】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第 170 条	放出管理用計測器の管理	—
	2) 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第 182 条	放射線計測器類の管理	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 13 号 【発電用原子炉施設の巡視及び点検】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 ○ 日常の巡視活動の評価を踏まえ、原子炉施設における点検対象施設の巡視これらに伴う処置に関すること（巡視の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。	第 148 条	巡視点検	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 14 号 【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵その他の取扱い】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 核燃料物質の工場又は事業所内及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して講ずべき保安管理措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。	第 161 条	新燃料の運搬	—
		第 162 条	新燃料の貯蔵	—
		第 163 条	使用済燃料の貯蔵	—
		第 164 条	使用済燃料の運搬	—
	2) 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関すること。	第 162 条	新燃料の貯蔵	—
第 163 条	使用済燃料の貯蔵	—		
実用炉規則第 92 条第 3 項第 15 号 【放射性廃棄物の廃棄】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 169 条	放射性気体廃棄物の管理	—

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第168条	放射性液体廃棄物の管理	—
	3) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第165条	放射性固体廃棄物の管理	—
	4) 法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」を参考として記載していること。なお、法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	5) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。	第166条 第171条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理 頻度の定義	— —
実用炉規則第92条第3項第16号 【非常の場合に講ずべき措置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第189条 第190条	原子力防災組織 原子力防災要員	— —
	2) 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。	第192条	原子力防災資機材等の整備	—
	3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第193条	通報経路	—
		第195条	通報	—
	4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。	第189条	原子力防災組織	—
	5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第196条	原子力防災体制等の発令	—
		第197条	応急措置	—
		第198条	緊急時における活動	—
	6) 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。 i. 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第191条	緊急作業従事者の選定	—
7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第199条	緊急作業従事者の線量管理等	—	
8) 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	第130条	原子力防災体制の解除	—	
9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第125条	原子力防災訓練	—	

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 17 号 【火災発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。 3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 5) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。 6) 持込物（可燃物）の管理に関すること。 7) その他、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 8) 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第 152 条	地震・火災等発生時の措置	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 18 号 【内部溢水発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること 5) その他、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 6) 内部溢水時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第 152 条	電源機能喪失時等の体制の整備	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 18 号の 2 【火山影響等発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。 5) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関することを定め、これを要員に守らせること。 6) その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7) 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第 152 条	電源機能喪失時等の体制の整備	【別途申請予定】

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 19 号 【重大事故等発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。 3) 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。 4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関する所内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。 6) その他、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7) 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第 152 条	電源機能喪失時等の体制の整備	—
	2. 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第 4 3 条の 3 の 5 第 1 項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。	第 152 条	電源機能喪失時等の体制の整備	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 20 号 【大規模損壊発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突によるテロリズムその他の外部から事象の発生により原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合（重大事故発生時の場合を除く。以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。 4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する所内規程を定め、これを要員に守らせること。 i. 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ii. 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料の損傷を緩和するための対策に関すること。 iii. 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 6) その他、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7) 前各号の措置の内容について定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第 153 条	電源機能喪失時等の体制の整備	—
	2. 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第 4 3 条の 3 の 5 第 1 項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。	第 153 条	電源機能喪失時等の体制の整備	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 21 号、22 号 【原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。	第 203 条	記録	—
		第 139 条	品質保証計画	—
	2. 実用炉規則第 6 7 条又は開発炉規則第 6 2 条に定める記録について、その記録の管理が定められていること（計量管理規定で定めるものを除く。）。	第 203 条	記録	—
	3. 所長及び廃止措置の監督を行う者に報告すべき事項が定められていること。	第 204 条	報告	—
		第 145 条	原子炉主任技術者の職務等	—

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	4. 特に、実用炉規則第134条各号又は開発炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合において、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第204条	報告	—
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第204条	報告	—
実用炉規則第92条第3項第23号 【原子炉施設の保守管理】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について（内規）」（平成20・12・22原院第3号（平成20年12月26日原子力安全・保安院制定））において認められた「EAC4209-2007又はそれと同等の規格に基づく保守管理の実施方法が定められていること。	第187条	保守管理計画	—
	2. 日常の保安活動の評価を踏まえ、原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。	第187条	保守管理計画	—
	3. 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。	—	[予防保全を目的としてやむを得ず行う保全作業は行わないことから、保安規定に記載なし]	—
	4. 保守管理には、溶接事業者検査の実施に関することが含まれていること。	第188条	溶接事業者検査の実施	—
実用炉規則第92条第3項第24号 【保安に関する技術情報についての他の原子炉設置者との共有】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 ○ プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第187条	保守管理計画	—
実用炉規則第92条第3項第25号 【不適合に関する情報の公開】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。	第139条	品質保証計画	—
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報ライブラリー等への登録などに必要な事項が記載されていること。	第139条	品質保証計画	—
実用炉規則第92条第3項第26号 【廃止措置の管理】	○ 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	第146条	構成および定義	—
		第147条	運転員の確保	—
		第149条	廃止措置管理に関する社内標準の作成	—
		第150条	引継	—
		第152条	地震・火災等発生時の措置	—
		第154条	安全貯蔵措置	—
		第155条	工事の計画および実施	—
		第157条	使用済燃料ピットの水温	—
		第158条	施設運用上の基準の確認	—
		第159条	施設運用上の基準を満足しない場合	—
		第160条	施設運用上の基準に関する記録	—
		第165条	放射性固体廃棄物の管理	—
		第166条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
		第167条	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	—
		第168条	放射性液体廃棄物の管理	—
第169条	放射性気体廃棄物の管理	—		
実用炉規則第92条第3項第27号	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1. 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第135条	目的	—

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
【その他、原子炉施設 又は廃止措置に係る保 安】	2. 廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の保守 管理については、保安規定に必要事項を記載すること。	第187条	保守管理計画	—
	3. 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が197 7年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA： as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、原子力施 設の災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施す ることが「基本方針」として定められていること。	第136条	基本方針	—
	4. 原子炉設置者が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染され た物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を法第4 3条の3の24第3項の規定に基づき保安規定として定めることが 「目的」として定められていること。	第135条	目的	—

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

後述の保安規定審査基準と保安規定変更内容の比較表のとおり、保安規定審査基準に適合する変更内容である。

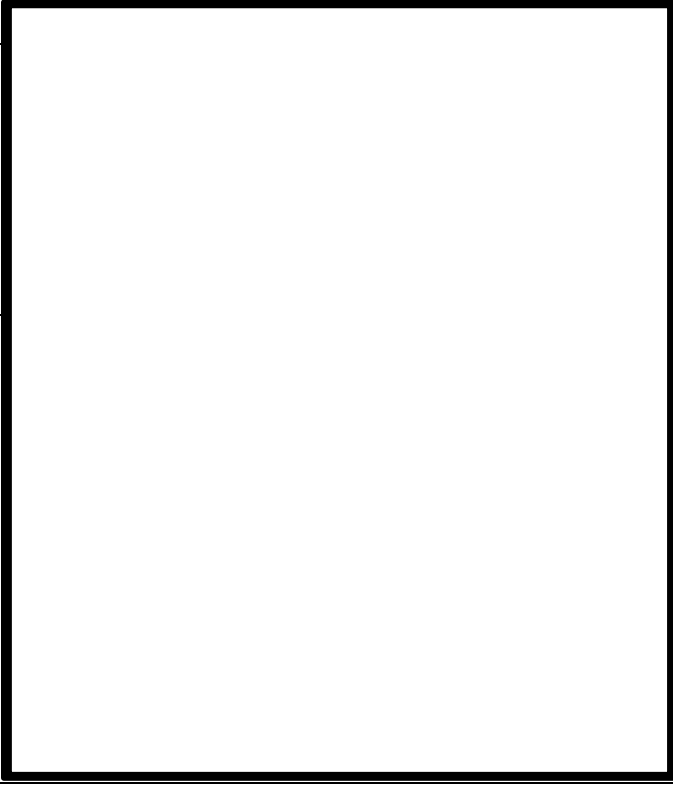
(フォーマットの説明)

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載にあたっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「 <u>黒字 (赤下線)</u> 」により、保安規定の変更内容を記載する。 ○「 <u>赤字 (赤下線)</u> 」により、保安規定の変更内容のうち、補正申請箇所を明示する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内標準（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内標準（2次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。
該当社内標準	○変更内容に該当する社内標準（2次文書）を記載する。
記載内容の概要	○変更内容該当する社内標準（2次文書）の具体的な記載内容を記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内標準	
	実用炉規則第92条第1項第12号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域 の設定等	実用炉規則第92条第1項第12号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域 の設定等	記載すべき内容	記載の考え方	該当社内標準	記載内容の概要
<p>第92条（保安規定） 第1項</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十二 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に 関すること。</p>	<p>○ 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除に おいて実施すべき事項が定められて いること。</p>	<p>（管理区域の設定・解除） 第105条 管理区域は、添付2に示す区域とする。 【以下、省略】 添付2 10. 3号炉 管理区域図 その3</p>	<p>・補足説明資料－3参照。 ・タンクエリアの一部管理区域を再設定する。</p>	<p>・放射線管理到達</p>	<p>・保安規定に基づき、管理区域を設定する。</p>	
		<p>附 則（ 年 月 日 平成26 原安管通達第2号一） （施行期日） 第1条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p>	<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当社内標準	社内標準
<p>第92条（保安規定） 第3項</p> <p>法第四十三條の三の三十三第三項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三條の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。</p> <p>九 管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第3項第9号 管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定及び立入制限</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(管理区域の設定・解除) 第172条 管理区域は、添付5に示す区域とする。</p> <p>【以下、省略】 添付5 添付2に同じ。</p> <p>添付2 10. 3号炉 管理区域図 その3</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・補足説明資料-3参照。</p> <p>・タンクエリアの一部管理区域を再設定する。</p>	<p>該当社内標準</p> <p>・放射線管理通達</p>	<p>社内標準</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・保安規定に基づき、管理区域を設定する。</p>
					<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですの で公開することはできません。</p>

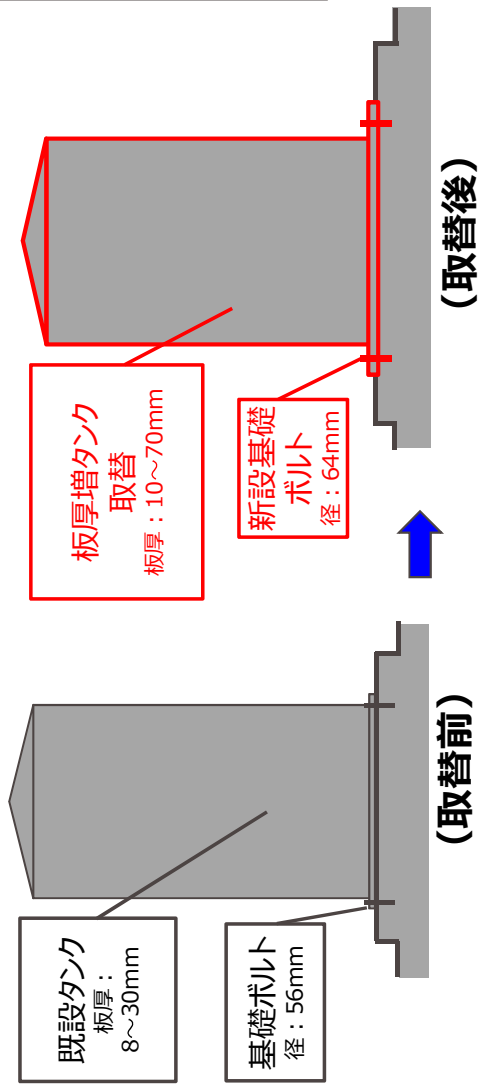
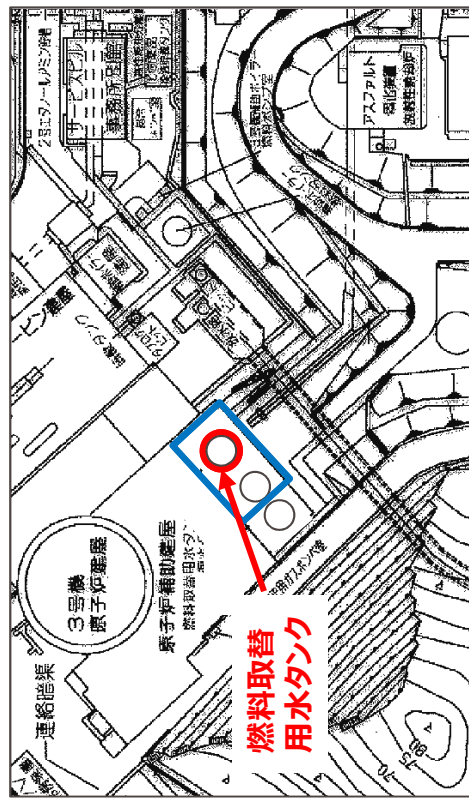
燃料取替用水タンク取替工事の概要

燃料取替用水タンク取替工事概要

工事的目的

- 基準地震動の見直しを踏まえ、燃料取替用水タンクの胴板（座屈）及び基礎ボルトに対する耐震性を確保する観点から既設タンク撤去後に板厚増タンクに取替えを実施する。

【全工事概要】



管理区域の変更概要

【前回申請】

- ①：旧タンク撤去後、タンクエリアの管理区域を一部解除
(平成29年9月15日申請、平成30年1月10日認可済み)

【今回申請】

- ②：取替工事の完了後、解除した管理区域を再度設定（復旧）する

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更の全体スケジュールについて

No.	件名	目的・概要	時期	変更申請の概要	補足資料	保安規定	
						H29年度	H31年度
				安全対策工事			次回以降申請案件
①	主蒸気、主給水配管区画化工事	内部溢水対策として、主蒸気、主給水配管区画化工事に伴い、工事後に管理区域を変更する(旧区域からA区域)。 (添付2-11/36(11. 3号炉管理区域図 その4)、添付2-12/36(12. 3号炉管理区域図 その5))。管理区域の変更は工事後に実施する。	H30.4~H31.11			新規制基準適合の本申請▽ 審査	▽認可 審査
②	屋外タンク巻巻対策設備設置工事	屋外タンクエリアに設置されている、燃料取扱用水タンク、復水タンク等について、巻巻対策時に安全機能が損なわれるおそれがあることから、周囲に鉄骨架構を敷設し、鋼板・ネットを設置する。	H29.10以降	▼階段部分の管理区域解除 H29.9 変更(削除)申請 ▼認可 審査		▼階段部分の管理区域解除 H30.1 ▼タンクエリアの一部管理区域解除 H31.5 ▼タンクエリアの一部管理区域再設定	▼認可 審査
③	燃料取扱用水タンク取替工事	基準地震動の算直しを踏まえ、燃料取扱用水タンクの鋼板(座席)および基礎ボルトに対する耐震性を確保する観点から取替を実施する。	H29.10 ~ H31.5	燃料取扱用水タンク取替工事において、タンクエリアの一部管理区域を解除する。 (添付2-10/36(10. 3号炉管理区域図 その3))。なお、取替工事の完了後は、解除した管理区域を再設定(復旧)する。	補足説明資料-2	H30.1 ▼タンクエリアの一部管理区域解除 H31.5 ▼タンクエリアの一部管理区域再設定	H29.9 変更申請 ▼認可 審査
④	32m盛構台設置工事	燃料油貯蔵タンクおよびアクセスルートに波及的影響を及ぼさないよう、32m盛構台を設置する。	H29.12以降	32m盛構台設置に伴う使用済燃料輸送容器保管庫運送路閉塞の撤去により、管理区域図を変更(削除)する。 (添付2-17/36(17. 管理区域全体図)、添付2-23/36(23. 使用済燃料輸送容器保管庫管理区域図 その2)、添付2-27/36(27. 使用済燃料輸送容器保管庫運送路閉塞管理区域図))		H30.4 ▼閉塞の管理区域解除	H30.11 ▼認可 審査
⑤	外部遮へい壁耐震補強工事	基準地震動の算直しを踏まえ、原子炉格納容器外部遮へい壁の耐震補強工事を実施し、耐震性を向上させる。	H29.9 ~ H32.1	外部遮へい壁の耐震補強に伴い、原子炉格納容器の撤去等を行ったための取除開口および取除壁の撤去が行われ、その取除壁を管理区域に設定する。 (添付2-13/36(13. 3号炉管理区域図 その6))。なお、工事完了後、取除開口の復旧および取除壁の撤去に合わせ、設定した管理区域の解除(復旧)を行う。		H30.1 ▼取除壁の管理区域設定	H29.9 変更(追加)申請 ▼認可 審査
⑥	使用済燃料ピットラック耐震裕度向上工事 他	基準地震動の算直しを踏まえ、使用済燃料ピットラックの耐震性を向上させるとともに、ラッククレーンとしても使用できるようトロリを交換できる構造とする。 基準地震動の算直しを踏まえ、使用済燃料ピットラックの耐震性を向上させるため、現状のラックを撤去し、用いた鋼材を再利用し、耐震性を向上させる。また、ラックの耐震性を向上させるため、ラックの耐震性を向上させる。また、ラックの耐震性を向上させる。	H30.4~H32.1	使用済燃料ピットクレーン改造に伴い、使用済燃料ピットクレーンとしての運用に関する事項を追加する。(第94条(新燃料の運搬)、第95条(新燃料の貯蔵)、第96条(燃料の検査)、第97条(燃料の取替等)、第98条(使用済燃料の貯蔵)、第99条(使用済燃料の運搬)) 地震によりFRSRが移動した場合、通常時制限ラインを逸脱しないように、滑り後の位置から再設置の要否を判断することを保安規定に定めること等を追加する。(第95条(新燃料の貯蔵)、第98条(使用済燃料の貯蔵))		H30.1 ▼取除壁の管理区域設定	H29.9 変更(追加)申請 ▼認可 審査
⑦	炉内構造物取替工事	海外で発生しているハットフルフォーマボルトの損傷事例への対応および耐震性を図るため、炉内構造物(CI)を取り替える。本工事による旧CI等を蒸気発生器保管庫に保管する。	H29.12以降	取り替えた旧CIを蒸気発生器保管庫に保管するに当たり、関連する保安規定(第100条(放射性固体廃棄物の管理))における保管物品の記載を変更する。 また、蒸気発生器保管庫(2号炉用)をA蒸気発生器保管庫(1号、2号及びU3号炉共用)に、蒸気発生器保管庫(1号、2号及びU3号炉共用)をB蒸気発生器保管庫(1号、2号及びU3号炉共用)に名称を変更する。(第111条-2/2(図111 周辺監視区域図)、第114条-3/3(図114 空気吸収線量率等の測定場所)、第178条-2/2(図178 周辺監視区域図)、第181条-3/3(図181 空気吸収線量率等の測定場所)、添付2-28/36(28. 蒸気発生器保管庫管理区域図 その1)、添付2-29/36(29. 蒸気発生器保管庫管理区域図 その2))※		H30.1 ▼炉内構造物取替工事	H29.9 変更申請 ▼認可 審査 (SG保管庫名称変更) 変更申請▽ 審査 (旧CIの保管)